

審査の結果の要旨

著 者：田中 延幸

論文題目：第二次世界大戦後ヨーロッパ鉄鋼業における市場秩序の形成
—ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の成立と西ドイツ鉄鋼業

提出日：2016年11月30日

公開発表会・口述試験：2017年2月1日

審査委員会：石原俊時、小野塚知二(主査)、中村尚史、馬場哲、廣田功(学外委員)

1. 論文の主題と特色

本論文は、第二次世界大戦後のヨーロッパ鉄鋼業において、どのような市場秩序が形成されたのかを解明することを課題としている。ギリンガム(J. Gillingham)の1991年の著作によって、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC)の「積極的統合」は政策・制度を通じて市場を統制しようとして失敗したが、ヨーロッパ経済共同体(EEC)の「消極的統合」は生産要素の自由移動の障害を除去することに成功して、ヨーロッパ統合を「再開」させたと概括されてきた。これに対して、本論文は、ECSCがヨーロッパ鉄鋼業の市場秩序の形成に際して有した決定的な意義、殊に不況期に生産調整を行う国際カルテルの性格が当初より埋め込まれていたことに注目して、ECSCをヨーロッパ統合史に正当に位置づけるとともに、それが西ドイツ鉄鋼業界にとってどのような統合制度として成立したかを明らかにするものである。

2. 論文の構成と内容

予め本論文の章別構成を示すなら以下のとおりである。

序章 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体への問い

第1章 1950年代前半における西ドイツ産業界の2つのヨーロッパ統合理念

—石炭鉄鋼共同体と経済共同体の併存をめぐる

第2章 生産・価格・投資への最高機関の介入の限定と西ドイツ鉄鋼業界

—フランスの近代化を救済する要素の後退との関連で

第3章 「同等の権利」と西ドイツ鉄鋼業界

—対等処遇をめぐる

第4章 カルテル・企業集中問題と西ドイツ鉄鋼業界

—カルテル・企業集中への道

終章 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の経済史的意義

史料・参考文献

序章では、積極的統合=ECSCの失敗と消極的統合=EECの成功をめぐるギリンガム、シューマン・プランに込められたフランスの国益(「近代化」の推進とドイツ経済力の弱体化)に関するミルウォード、ECSCの反カルテル的性質をめぐるベルクハーンと最高機関のカルテル認可権に関するグリフィスなどの先行研究を踏まえて、以下の三重の課題が設定さ

れる。第一は、ECSCも統合制度として固有の意義を有し、EECとは異なる統合制度として成功裡に並存したということを示すこと、第二は、ECSCが生産・投資・価格への介入との関連でどのような制度として成立したのか明らかにすること、第三は、カルテル・企業集中問題との関連でECSCがどのような制度であったのか明らかにすることである。

第1章は、シューマン・プラン交渉からECSC設立を経て、さらなる統合(「再開」)の可能性が展望された1950年代前半の西ドイツ鉄鋼業界と西ドイツ産業界全体の統合理念の相違と並存とを明らかにする。鉄鋼業界は戦間期の国際鉄鋼カルテルの反省を踏まえて、恒常的な生産調整ではなく、共同体全体の危機的な状況においてのみカルテル的調整を実施することを目指し、それゆえ、ECSC最高機関には、過剰生産時に最低価格を決定し、生産割当を指令するという最低限の機能が期待された。西ドイツ産業界全体は、機械・化学・自動車・電機など輸出拡大を志向する部門の影響下に、包括的な貿易自由化と共同市場の創出を目指し、これはのちのEECの原像の一つとなった。両様の統合理念がそれぞれECSC、EECとして実現したのであって、後者だけが成功したのではなく、両者が異なる統合制度として成功裡に並存したと主張される。

第2章は、フランスの近代化と安全保障を追求するために西ドイツ鉄鋼業の生産力を抑制しようとしたモネ・プランの要素が、シューマン・プラン交渉の過程でいかに後退したかを明らかにする。すなわち、西ドイツ鉄鋼業界はモネ・プランを救済するなら、西ドイツ国内の鉄鋼価格上昇と他産業の輸出競争力低下をまねくと危惧し、カルテル的調整の機会を共同体全体の危機状況に限定するだけでなく、生産・投資・価格問題に関する最高機関の超国家的介入も必要最小限にとどめることを求め、西ドイツ政府もこの方針で交渉に臨んだ結果、ECSCは生産・投資・価格の面で経営の自由を大幅に保障する制度として成立した。

第3章は、西ドイツが戦後の占領状態から脱却することが1951年に確約されたことともなっており、いかなる「同等の権利」を西ドイツ鉄鋼業界が主張し、実際にいかなる「同等の権利」が成立したのかを明らかにする。それは、狭義に、西ドイツ鉄鋼業が単に占領体制から解放され、ECSCが保障する経営の自由を他国と平等に享受することを意味するだけでなく、広義には、最高機関による投資調整における差別待遇を排除して、フランスに認められた他人資金による投資の実施が西ドイツ鉄鋼業界にも認められること、すなわち西ドイツ鉄鋼生産力増強に対する制約の撤廃をも意味した。

第4章は、西ドイツ鉄鋼業界の動向を軸に、西ドイツがECSCの成立過程においてカルテル・企業集中問題にどのように対応したかを明らかにする。シューマン・プランには当初、連合法令27号と密接に関連した反カルテル条項が盛り込まれていたが、西ドイツ鉄鋼業界は、シューマン・プランにおいて最高機関と個別企業を仲介することとなっていた「地域グループ」を事実上の国別常置カルテルとするとともに、最高機関が危機的状況と判断する場合は共同体レベルでもカルテルが容認されうることを主張し、ベネルクス諸国の支持も得て、カルテルは原則禁止だが、例外的に容認することを明文化する内容に修正された。また、シューマン・プランには反企業集中条項も含まれていたが、フランスが競争力改善の観点から既存企業規模を基準に企業集中が容認されうるとの修正を提案したのを受けて、西ドイツ鉄鋼業界はこの点でも「同等の権利」を主張して、西ドイツでも平時における企業集中を推進して、競争力を維持することを可能にした。

終章では、ECSCに体现されたヨーロッパ鉄鋼業における市場秩序は、西ドイツ鉄鋼業界の意向を反映して、経営の自由の保障、企業集中の促進、カルテルの例外的容認、必要最小限のカルテル的共通介入政策を本質的構成要素とするものになったという結論が示される。

3. 評価

従来のヨーロッパ統合史研究では、モネ・プランとシューマン・プランを元にして、ECSC設立条約(パリ条約)の締結・発効にいたる過程は、シューマン・プランや各種の外交文書(その多くはフランス語文書)を用いて論じられ、しばしばフランスの国益と、それとは必ずしも調和しない仏独和解という政治的に象徴的な意味とが強調されてきた。本論文は、こうした研究状況に対して、これまで十分に注目されていなかった西ドイツ鉄鋼業界の利害認識と交渉過程への対応に注目して、パリ条約交渉とECSCの成立への西ドイツ鉄鋼業界の意思の反映について、史料に基づいて本格的に解明することを通じて、以下のような長所を示している。

第一に、交渉過程で問題となった「同等の権利」が、これまでビューラーによって論じられてきた占領終了にとともなう西ドイツ鉄鋼業の平等参加の確約という抽象的な意味を超えて、生産・投資・価格問題においては西ドイツも他人資金による投資計画が可能となり、カルテル・企業集中の点では占領政策の脱産業化方針の延長上で差別されることはないという、ECSCに即した具体的かつ積極的な意味を持っていたことをはじめて明らかにした。

第二に、シューマン・プランやパリ条約の反カルテル条項は、モネ・プランの自由主義的な思想を反映して、字義通りにカルテル禁止であると捉えてきた通説に対して、国別のカルテル(「地域グループ」)常置と、共同体レベルでの危機的状況における例外的なカルテル容認という二重の意味で、反カルテル条項の中にカルテル的な要素が埋め込まれたことを、西ドイツ鉄鋼業界の対応を踏まえて明らかにした。

第三に、連合法令 27号(1950年5月16日)の露骨に占領政策的=ドイツ差別的な内容と、それに先だって発表されたシューマン・プラン(1950年5月9日)の加盟国平等参加原則との一見したところ齟齬する関係を、ECSCの成立にいたる西ドイツ鉄鋼業、西ドイツ政府、締約国の動向も踏まえて、整合的に理解する枠組を提示した。

むろん、本論文には次のように、改善すべき弱点もある。

第一は、史料の重要な部分をひとまとまりの形で、省略せずに訳出・引用する努力を怠っているため、史料の用い方が適切かどうかは読者にはわかりにくく、また、史料からいかなる事実を読み取り、そこに筆者がいかなる解釈をなしたのかについて不分明さが残されている。

第二に、本論文が注目する生産・投資・価格問題、カルテル・企業集中問題は、鉄鋼業が有する規模の経済や熱経済といった特性に深く関連していると考えられるが、当時の各国鉄鋼業の実態や、統合が共同体加盟国の鉄鋼業に与えた効果は、必ずしも自覚的には論じられていないため、それら諸問題が交渉過程における文言の是非を超えて、実際の鉄鋼業界にいかなる意味を有していたのかは十分に明らかにされているとは言いがたい。また、「積極的統合・消極的統合」、「市場秩序」などの重要な概念についても説明が不十分で、読者の理解を妨げている。

第三に、本論文にとってはいささか外在的な注文だが、フランスの国益の表現としてのシューマン・プランに対して西ドイツ鉄鋼業界がいかに対応することで実際の ECSC が形成されたのかという点で、論旨を一貫させたことの結果として、シューマン・プラン交渉においてあたかもフランス鉄鋼業界の利害が押し切られたかのような誤解を与える可能性があり、先行研究・二次文献を活用して、フランス鉄鋼業界の利害が実質的に大きく裏切られたわけではないことを明示する必要もあろう。

このような弱点があるとはいえ、本論文がヨーロッパ統合史研究に画期的な貢献をしたことは疑いなく、その実証的で多彩な内容は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を有していることを十分に明らかにしている。したがって、審査委員会は全員一致で、本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。